

## (別紙2) 応募について

### (1) スケジュール ※応募者の状況により変更する場合がある。

県(障害福祉課精神保健福祉班)ホームページによる 公告開始	令和8年3月19日(木)
参加表明書(2部)、応募申込書(5部)の提出期限	3月25日(水)午後4時必着
第1次審査(書類審査)	3月26日(木)までに通知
第2次審査(書類審査)	3月下旬頃予定
選考・採用業者の決定・選定結果の伝達	3月下旬頃予定
事業開始前事前協議	別途連絡

### (2) 参加表明書、応募申込書、業務計画書、企画提案書及び見積書の提出方法

- ア 参加表明書(様式第1号) 2部(正本1部、写し1部)
- イ 応募申込書(様式第2号) 5部(正本1部、写し4部)
- ウ 業務計画書(様式第3号) 5部(正本1部、写し4部)
- エ 企画提案書(様式は任意) 5部

※以下の事項を必ず記載すること。

- ① インターネット広告業務の実施実績について
- ② 県のインターネット広告業務に対する考え方、重視している点
- ③ 仕様書に示す委託事業の内容について下記の点について具体的に記載すること
  - ・ひきこもり支援窓口の効果的な周知につながるような検索キーワード例及び理由
  - ・インターネット広告の資質維持・向上に向けた取組について
  - ・仕様書に示す以外に独自に工夫して実施することについて
- ④ 管理体制(人員配置等)について
- ⑤ 団体又は業務の提供に際しての長所やセールスポイント

※大きさは日本産業規格A4縦型とする。日本産業規格A3を用いる場合は、A4に折りたたむこと。企画提案書は正本及び写しは原則としてカラーとし、製本はホチキス留めすること。

- オ 見積書(様式は任意) 5部(正本1部、写し4部)

※あて名を静岡県知事とし、業務の名称の記載及び代表者の記名押印があるもの。  
業務内容ごとに見積金額の内訳を記載すること。

なお、発行責任者、担当者及び連絡先が記載されている場合は、押印を省略できる。

- カ 作成に用いる言語等 言語は日本語、通貨は日本円とする。
- キ 企画提案書の無効 提出された書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は、無効とすることがある。
- ク 提出方法 郵送又は持参によること。持参の場合は、土日・祝日を除く午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までの間を除く。)とし、郵送の場合は、書留など発送・配達の確認できる方法によること。

ケ その他留意事項 説明を補足する資料があれば、任意の様式により提出可とする。提出期限は、3月25日（水）午後4時まで。

### **(3) 本募集要領等に対する質問**

本業務に関して質問がある場合は、次に従い質問書（様式第4号）により提出することとし、電子メールにて送信の上、その旨を電話で連絡すること。

- (1) 受付期間 令和8年3月19日（木）午前9時から令和8年3月23日（月）  
午後4時まで
- (2) 提出先 静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課 精神保健福祉班  
メール [seisin@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:seisin@pref.shizuoka.lg.jp)
- (3) 回答方法 質問と回答を静岡県障害福祉課ホームページに掲載する
- (4) その他 電子メールには、担当窓口の部署、担当者名、連絡先等を併記すること。

## **(別紙3) 選定について**

### **(1) 第1次審査**

#### ア 審査方法

令和8年度静岡県ひきこもり支援窓口周知事業委託先選定委員会事務局（障害福祉課）にて書類審査を行う。

#### イ 審査基準

要項、趣旨、形式等の項目を審査する。

#### ウ 結果通知

審査の結果、不合格と認められた場合には、3月26日（木）までに連絡する。

### **(2) 第2次審査**

#### ア 審査方法

令和8年度静岡県ひきこもり支援窓口周知事業委託先選定委員会による書類審査を行う。

#### イ 審査項目

別紙審査表のとおり

#### ウ 結果発表

選定結果は、全ての企画提案者に文書により通知する。

(別紙)

## 第2次審査 審査表

項目	具体的な観点	評価点
1 団体に関すること	①インターネット広告の実施実績があり、当該業務を実施するノウハウを有しているか。	5・4・3・2・1
	②インターネット広告の管理運用ができる人員が確保されているか。	5・4・3・2・1
2 業務内容に関すること	③県のインターネット広告業務に対する考え方、重視している点は適切か。	5・4・3・2・1
	④悩みを抱えたひきこもり当事者や家族が相談したいと思える内容となっているか。	5・4・3・2・1
	⑤仕様書に示す以外の独自工夫が効果的なものとなっているか。	5・4・3・2・1
3 意欲や熱意に関すること	⑥広告業務の実施に対する意欲や熱意が認められるか。	5・4・3・2・1
4 収支計画に関すること	⑦見積書は適切に積算され、安定した業務運営を期待できるか。	5・4・3・2・1
5 社会取組に関すること	⑧持続可能で活力ある地域社会の実現に資する取組等を行っているか。	5・4・3・2・1
合計点 (40 点満点)		点
評価順位		位

※各項目を5点満点で評価

評価点	採点基準
5	特に優れている (委託の趣旨以上の効果が期待でき、特に評価できる)
4	優れている (委託の趣旨以上の効果が期待できる)
3	普通 (委託の趣旨に合致している)
2	劣る (委託の趣旨を一部満たしていない)
1	著しく劣る (委託の趣旨を満たしておらず、効果を期待できない)